

# 射水平野土地改良区建設工事等指名業者選定要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、射水平野土地改良区が発注する建設工事（射水平野土地改良区が受託した工事を含む。以下同じ。）及び測量、設計等の委託業務（以下「工事等」という。）の指名競争入札における入札参加者（2以上の事業者が一体となって共同施工するため結成される建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (指名業者数)

第2条 指名業者数は、次の表の中欄に掲げる設計額の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数とする。ただし、工事等の種類、内容、業者の実態等について特別の事由がある場合は、この限りでない。

| 区分   | 設計額                       | 指名業者数 |
|------|---------------------------|-------|
| 建設工事 | 20,000,000円以上             | 6業者以上 |
|      | 5,000,000円以上20,000,000円未満 | 5業者以上 |
|      | 5,000,000円未満              | 4業者以上 |
| 委託業務 | 2,000,000円以上              | 4業者以上 |
|      | 2,000,000円未満              | 3業者以上 |

## (指名基準)

第3条 入札参加者を指名しようとするときは、工事等の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている業者の中から選定するものとする。

2 建設工事の入札に係る指名をするに当たっては、別表の右欄に掲げる設計額の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付けされた業者のうちから指名することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札において指名する業者数の3分の1を限度として、当該基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた業者（以下「直近等級業者」という。）を指名することができる。

- (1) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、若しくは現に施工中である工事に関連した工事である場合
- (2) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、若しくは現に施工中である工事の継続工事である場合
- (3) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工中である施工場所に近接した場所における工事である場合
- (4) 当該建設工事の施工場所に近接した場所に直近等級業者が営業所を有する場合
- (5) 当該建設工事に係る基準等級に格付けされた業者が少数である場合
- (6) その他特別な事由がある場合

3 入札参加者を指名するに当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないように配慮するも

のとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該工事等に対する地理的条件
- (4) 手持ち工事等の状況
- (5) 当該工事等の施工に対する技術的適正
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

(指名基準の適用除外)

第4条 入札参加者を指名するに当たって、工事等が業者の少ない業種に係るものであるとき、特殊の技術を要するものであるとき、特に緊急を要するものであるときその他特別な事由があるものであるときは、前条の規定によらないことができる。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月27日 理事長決裁)

別表（第3条関係）指名基準

（1）土木一式工事

| 等級 | 設計額                          |
|----|------------------------------|
| A級 | 3,000,000円 以上                |
| B級 | 3,000,000円 以上 20,000,000円 未満 |
| C級 | 2,000,000円 以上 10,000,000円 未満 |
| D級 | 3,000,000円 未満                |

（2）建築一式工事

| 等級 | 設計額                          |
|----|------------------------------|
| A級 | 5,000,000円 以上                |
| B級 | 5,000,000円 以上 50,000,000円 未満 |
| C級 | 3,000,000円 以上 30,000,000円 未満 |
| D級 | 15,000,000円 未満               |

（3）電気工事

| 等級 | 設計額            |
|----|----------------|
| A級 | 2,000,000円 以上  |
| B級 | 10,000,000円 未満 |
| C級 | 2,000,000円 未満  |

（4）管工事

| 等級 | 設計額                          |
|----|------------------------------|
| A級 | 3,000,000円 以上                |
| B級 | 3,000,000円 以上 30,000,000円 未満 |
| C級 | 3,000,000円 未満                |

（5）ほ装工事

| 等級 | 設計額            |
|----|----------------|
| A級 | 2,000,000円 以上  |
| B級 | 20,000,000円 未満 |
| C級 | 2,000,000円 未満  |